

長崎市工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎市発注の建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行い、もって建設業者、建設コンサルタント及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象及び評定者)

第2条 評定は、原則として、1件の契約金額が130万円を超える建設工事及び1件の契約金額が50万円を超える建設工事に係る業務委託について行うものとする。ただし、応急工事又は緊急工事で比較的工期の短いものについては評定をしないことができるものとする。

2 評定者は、監督職員（第1号から第3号までに掲げる職員をいう。以下同じ。）及び検査職員とし、その区分は、次のとおりとする。

- (1) 監督員 工事等を監督する職員とする。
- (2) 主任監督員 工事等を監督する係長又は係長級の職員とする。
- (3) 担当課長 工事等を監督する課長とする。
- (4) 検査職員 長崎市建設工事等検査要綱（昭和60年1月1日施行）第2条に規定する専門検査職員又は指定検査職員とする。

(評定の方法)

第3条 評定は、工事等の監督又は検査（工事等が完成し、又は完了した時に行う検査をいう。以下同じ。）により確認した事項について、別に定める基準に基づき、案件ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定書（第1号様式）、土木設計等業務委託成績評定書（第1号様式の2）又は建築設計等業務委託成績評定書（第1号様式の3）に記録するものとする。

(評定の時期)

第4条 評定を行う時期は、監督職員にあつては工事等が完成し、又は完了したとき、検査職員にあつては検査を実施したときとする。

2 検査の結果、修補等が生じた場合は、修補等を実施する前の成績を評定するものとし、修補等を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の報告)

第5条 評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、監督員は、評定を行ったときは、工事成績評定書、土木設計等業務委託成績評定書又は建築設計等業務委託成績評定書に自己の評点を記入して、遅滞なく検査指導室長に報告するものとする。

2 検査職員は、検査の終了後、監督職員から提出された工事成績評定書、土木設計等業務

委託成績評定書又は建築設計等業務委託成績評定書に自己の評点を記入して、検査報告書に添えて市長に報告するものとする。

- 3 検査指導室長は、工事成績評定書、土木設計等業務委託成績評定書又は建築設計等業務委託成績評定書について検査職員及び監督職員の評定が確定したときは、その写しを当該工事等の担当課長に送付するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 検査終了後、市長は、速やかに評定結果を工事成績評定通知書(第2号様式)、土木設計等業務委託成績評定通知書(第2号様式の2)又は建築設計等業務委託成績評定通知書(第2号様式の3)により、受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、既に通知した評定結果を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前2条の規定により通知を受けた受注者は、評定結果の通知を受けた日から起算して14日以内(ただし、その末日が休日(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。)に、市長に対して、書面により評定内容の説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明請求があった日から起算して14日以内(ただし、その末日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。)に、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 市長は、評定結果について、前条に定める説明請求期間経過後に公表するものとする。

- 2 公表は、次に掲げる方法により、工事等が完了した日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

- (1) 検査指導室の窓口において閲覧に供する方法
- (2) 市のホームページに掲載する方法

(委任)

第10条 この要領に定めのない事項については、財務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日告示第455号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第177号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第235号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。